中野竹子イメージキャラクター及びロゴ文字使用規程

(主旨)

第1条 この規程は、中野竹子女史を顕彰し、町の観光物産の振興を図るため、会津坂下町が定めた中野竹子イメージキャラクター及びロゴ文字(以下「こたけちゃん」という。図1及び図2)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用許可申請)

- 第2条 こたけちゃんを使用する者は、使用許可申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を会津坂下町長があらかじめ定めた使用管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。だだし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - (1) 国又は県、会津坂下町役場が公用で使用する場合
 - (2) 学校等が教育等の目的で使用する場合
 - (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
 - (4) 町長が特に必要と認めた場合
- 2 こたけちゃんは、当分の間は無償で使用させるものとする。

(使用の範囲)

- 第3条 管理者は前条の規定により使用の申請があった場合において、その内容が次の各 号のいずれかに該当する場合は許可をしない。
 - (1) 町及び中野竹子女史の品位を傷つけ、又はこたけちゃんの理解の妨げになる場合
 - (2) こたけちゃんを正しい利用方法に従って使用しない場合
 - (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
 - (4) 政治活動及び宗教活動に関すると認められる場合
 - (5) 不当な利益を得ることを目的として使用した場合
 - (6) その他、町長及び管理者がこたけちゃんの使用について不適当と認める場合

(使用の遵守事項)

- 第4条 こたけちゃんを使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 許可された用途のみに使用すること
 - (2) 定められた色、形式等を正しく使用すること
 - (3) 裏返し又は規格外の展開など応用使用をしないこと
 - (4) こたけちゃんの下に、『〇会津坂下町』と記すこと
 - (5) 申請者が、こたけちゃんを自己のものとして商標登録をしてはならない
- 2 管理者は、こたけちゃんの使用について前各号を遵守していないと認めた場合、その 使用許可を取消すことができる。

(使用許可の期間)

第5条 こたけちゃんの使用許可期間は、使用許可日から起算して1年間とする。ただし、 第4条の規定に違反していないと認められるときは、さらに1年の期間で更新されるも のとする。

(町の賠償責任)

第6条 こたけちゃんの使用に際し、使用許可を受けたものに損害が生じた場合でもあっても、町はその責めを負わない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、こたけちゃんの使用取扱いについて必要な事項は、 町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。